

平成30年度 地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業に関する事務事業
を実施する者に対する補助事業の公募についての公示

平成30年 4月 13日

国土交通省住宅局長 伊藤 明子

次のとおり、地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業に関する事務事業を実施する者に対する補助事業の公募について公示します。

※ この公募は、地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業に関する事務事業を実施する者を公募するものであり、地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業により木造住宅施工技術体制の維持・整備に向けた取組に係る補助を受けようとする事業者の募集とは異なります。当該事業による補助を受けようとする事業者の募集については、別途行います。

1. 事業概要

(1) 事業名

地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業に関する事務事業を実施する者に対する補助事業

(2) 事業目的

本事業は、地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業の実施にあたり必要となる事務事業を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

事務事業の内容

①地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業に関する評価事業を実施する者と連携した事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、手続きマニュアルの整備

②地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業を行おうとする者に対する補助金交付等に係る次の事業

- ・補助金交付申請の受付・審査、交付決定
- ・完了実績報告の受付・審査、補助金額の確定
- ・補助金請求の受付・審査、補助金支払いの実施
- ・補助金支払いに係る書類の電子化

③上記①及び②に係る問い合わせの対応 等

(事業内容の詳細については、説明書を参照)

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成30年5月上旬 ～ 平成31年3月29日

2. 補助対象事業者の要件

次の（１）から（６）までの全ての条件を満たす民間事業者等とする（複数の事業者によるコンソーシアムも可）。

- （１）事務事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- （２）事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- （３）事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- （４）事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- （５）事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- （６）事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 手続等

（１）担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 武山
電話 03-5253-8111(内線 39438) ファクシミリ 03-5253-1629
電子メール takeyama-y2ck@mlit.go.jp

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成30年4月13日(金)から平成30年4月26日(木)まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体又は電子媒体をもって手交
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

（３）申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成30年4月27日(金) 18:00まで(必着)
期限までに提出がなかった場合は、いかなる理由をもっても不採用となる。
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参、郵送又は電子メールにて提出すること。
- ④その他
 - ・持参、郵送の場合は、3部提出すること。
 - ・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。
 - ・電子メールの場合は、着信を確認すること
 - ・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。
「Just System 一太郎 2004～2015」 「Microsoft Word 2003～2013」
「Microsoft Excel 2003～2013」 「Adobe Acrobat Reader 4.0～11」
(これ以外での提出は無効)
 - ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）関連情報を入手するための照会窓口は、3（１）に同じ。

- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。